

【 R8.7.14 回答 】

（１）施工体制について

当局との連絡調整窓口を元請業者に一元化し、当該契約に係る下請業者との調整その他必要な対応は、すべて元請業者が行うこと。

また、下請業者による施工に伴い不備不具合等が生じた際には、元請業者がその責任を取る場合に限り認める。

ただし、当局との連絡調整を円滑に行うため、下請業者が現地を訪問する場合には、元請業者も可能な限り現地で立ち会いの上、施工管理を行うこと。

なお、契約履行（施工）日については、仕様に従う確実な施工を担保し、かつ、予期せぬトラブルが発生した場合に迅速に対応できるよう、元請業者の現地立ち会いを必須とする。

（２）電気工事会社および内装工事会社の双方による現地調査の要否について

電気工事会社および内装工事会社の双方が現地調査を実施すること。

やむを得ず電気工事会社または内装工事会社のいずれか一方のみが現地調査を実施し、当該契約に係る仕様に従い施工する場合は、元請業者の責任において施工内容を保証すること。

なお、現地調査を実施しなかったことを理由とする落札後の金額変更は認めない。また、当該理由に基づき契約締結を辞退する場合は、元請業者を指名停止（厚生労働省の調達案件に参加できない）とする可能性があること留意すること。